

アヴァンティみなみ イタリア語で《お入りなさい》。地元地域に愛される公益社団法人岐阜南法人会は、皆様 の近くにあって共に歩み続けます。

A v a n t i

アヴァンティ

秋 2020 号
VOL.26

公益社団法人 岐阜南法人会



株式会社 宮嶋
代表取締役社長 宮嶋裕行

Contents

着任のあいさつ 岐阜南税務署 署長 藤田 稔 氏	1
着任のあいさつ 岐阜南税務署 副署長 大澤 知代子 氏 岐阜南税務署幹部定期人事異動	2
退任のあいさつ 岐阜南税務署 前署長 後藤 健一 氏	3
税務トピックス	4~6
税理士コーナー	7
ほっとインタビュー	8・9
本会・連合会ニュース	10
青年部会・女性部会	11
税制改正に関するアンケート結果	12~14
岐阜県からのお知らせ	15
新会員紹介・事務局だより	16
編集後記	17

世紀を越えて
自然の恵みを
あなたのチカラに

原点は、ミツバチでした。
1907年の創業以来我々は、ミツバチを通じ
自然と人間社会の調和について真摯に考え
実に多くのことを学んでまいりました。
その観察のすべてを
人々の健康と真の豊かさの実現のために
より大きな夢に向かつて
チャレンジしてまいります。

健康補助食品のトップメーカーとしての
食品・医薬品・化粧品の総合メーカーとして、
より大きな夢に向かつて
チャレンジしてまいります。

蜂產品
健康補助食品・医薬品の
総合メーカー



アピ株式会社 代表取締役社長 野々垣 孝彦

本 社/〒500-8558 岐阜市加納桜田町1-1
本社第二ビル/〒500-8463 岐阜市加納新本町4-23
東京支店/〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-15 マツモトビル3階
長良川リサーチセンター/〒502-0071 岐阜市長良692-3
アピ クオリティ&ロジスティクス センター/〒501-0474 本巣市国領200
ミズホ先端技術センター/〒501-0221 瑞穂市只越1068-5
工 場【本巣・池田・揖斐川・ネクストステージ・池田医薬品・池田バイオ医薬品・本荘】



着任の あいさつ



岐阜南税務署 署長
藤田 稔

FUJITA MINORU

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

会員の皆様には、日頃から会活動を通じまして税務行政に対し深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、岐阜南税務署長に着任いたしました藤田でございます。後藤前署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

私は、当署での勤務は初めてとなります。岐阜県内の税務署では岐阜北署で2回と高山署での勤務があります。岐阜北署は最初の赴任地であり、独身時代は岐阜市内に6年間住んでおりました。また、出身は高山市ですので、岐阜県には何かと縁があり、岐阜南署で勤務できることを有り難く思っております。

岐阜南署は、岐阜県内の7税務署の中で管轄地域の面積が一番狭い署であるものの、管内には、新幹線、東海道本線、名鉄名古屋本線、名神高速道路及び主要国道などが通り、交通・物流の拠点として、航空機・自動車関連産業が盛んな地域であると感じています。

貴会は、小学校及び高等学校での租税教室の実施など様々な税に関する事業活動により税知識の普及、納税意識の高揚に取り組まれ、また、広く一般に公開した講演会や研修会の開催など地域社会への貢献事業も活発に行われており、公益社団法人としての役割を果たされてきました。

これもひとえに、中村会長をはじめ役員並びに会員の皆様の献身的なご努力、ご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。

ところで、私どもは、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者サービスの充実に努め、より便利に、よりスマーズに申告や納税ができる環境の整備に取り組むとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱くことのないよう、悪質

な納税者には厳正な姿勢で臨むなど、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により申告や納付が困難な方には、期限を柔軟に取り扱い、納税の猶予制度を案内するなど、納税者の皆様の実情に十分に耳を傾けて、丁寧かつ迅速に対応しているところです。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、納税者の皆様の状況に即した柔軟な対応を心掛けていく必要があります。

このため、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページ等を通じて提供していくほか、国税電子申告・納税システム(e-Tax)などICTを活用した利便性の高い申告・納税手段の充実に取り組んでまいります。

また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)につきましては、納税者の皆様の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であるため、制度の定着に向けて、引き続き丁寧な説明、積極的な周知・広報に努めてまいります。

このほかにも様々な課題に取り組んでいく所存でございます。これらの取組を推進していくに当たりましては、税のよき理解者である貴会のお力添えが必要でございます。引き続き、会員の皆様のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人岐阜南法人会の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

着任のあいさつ



岐阜南税務署 副署長
大澤 知代子

OSAWA CHIYOKO

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋国税局総務部厚生課課長補佐から岐阜南税務署副署長に着任いたしました大澤でございます。前任の前田同様よろしくお願ひいたします。

私は、当署での勤務は初めてとなります、岐阜市で生まれ育ち、各務原市、羽島市、羽島郡にもよく訪れておりましたので、当署の管轄区域はどこも馴染みのある地域で、副署長として仕事ができますことを光栄に存じております。

岐阜南法人会におかれましては、租税教室、各種研修会及び講演会の開催など次世代を担う児

童生徒に対する租税教育活動や社会貢献活動などの公益性の高い活動に活発に取り組まれ、地域社会の発展にご貢献いただいていると伺っており、大変心強く感じております。

本年は、新型コロナウィルス感染症の影響により、在宅勤務や時差出勤などが推奨され、新しい生活様式が示されるなど、経済、社会生活が大きく変化しております。Withコロナ時代と言われ、厳しい状況が続く中、皆様とより連携・協調を図り、柔軟に対応していく所存です。

引き続き、皆様には、各種事業活動を通じまして、税務行政により一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新官職	氏名	前官職
署長	藤田 稔	税務大学校名古屋研修所 幹事
筆頭副署長	藤澤 久志	(留任)
副署長	大澤知代子	名古屋国税局 総務部 厚生課 課長補佐
筆頭特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)	高橋 泰幸	名古屋国税局 課税第二部 資料調査第一課 課長補佐
特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)	永田 秀徳	名古屋中税務署 特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)
特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)	西口 史芳	昭和税務署 審理専門官(法人課税事務担当)
法人課税第一部門 統括国税調査官	山口 敬輔	名古屋国税局 課税第二部 資料調査第一課 審理専門官
法人課税第二部門 統括国税調査官	田中 隆幸	(留任)
法人課税第三部門 統括国税調査官	伊藤 悟	岐阜南税務署 法人課税第五部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	加藤 恭子	(留任)
法人課税第五部門 統括国税調査官	三浦 弘貴	岐阜南税務署 法人課税部門 連絡調整官
審理専門官(法人課税事務担当)	山田 純子	名古屋東税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
法人課税部門 連絡調整官	石塚 智美	大垣税務署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官



法人課税第一部門
統括国税調査官
山口 敬輔



法人課税部門
連絡調整官
石塚 智美

退任のあいさつ



岐阜南税務署 前署長
後藤 健一

GOTO KENICHI

残暑の候、公益社団法人岐阜南法人会の役員並びに会員の皆様方には、先行き不透明なコロナ禍におかれましても、法人会活動を推進していただきしておりますことに敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

この度、岐阜南税務署長を最後に、税務の職場を離れることとなりました。

一昨年7月に着任して以来、二年という短い間ではございましたが、中村会長をはじめ役員の皆様並びに事務局の皆様、会員の皆様方には、納税意識の向上などを基本方針に掲げられた法人会活動を通じて、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に大きく貢献されるなど、税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御支援、御協力を賜り、本紙面をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

二年間の在任期間中には各種の行事・イベントを拝見させていただきましたが、次代を担う児童生徒さんに対しては、プロ顔負けの話術、身振り手振りによる分かりやすく引き込まれる授業の「租税教室」、作品数が多く出来栄えが素晴らしい選考に苦慮された「税

に関する絵葉書コンクール」、地域のイベント会場では結束力を發揮した手際のよい進行による「税金クイズ」、各会場が盛況で笑顔に包まれた「親子劇場」・「文化講演会」、地域企業を対象にした「税務、経営、労務管理、簿記研修会等」など、各種の事業を実施され、その活動は積極的かつ有益であり、大変心強く感じますとともに感謝の気持ちでいっぱいです。

今後も、公益社団法人として地域企業と地域社会の健全な発展に貢献され、地域に根付いた魅力ある会活動を継続して展開されることを期待申し上げます。

最後になりましたが、社会経済情勢が厳しい時代におかれましても、税の重要性を十分に認識した良き経営者の集う団体として、公益社団法人岐阜南法人会のますますの御発展と会員皆様方の御健勝並びに事業の御継続、御繁栄を心から祈念いたしまして、感謝の気持ちを持ちましてお礼の挨拶とさせていただきます。二年間ありがとうございました。



国税庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

**税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申
し上げます。**

**今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加さ
れる皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説
明会につきましては開催を中止することとしました。**

**ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申
し上げます。**

**なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホーム
ページに「年末調整特集ページ」を近日公開予定です。**

年末調整に関するFAQを次面に記載しております。



法人番号 7000012050002

Q 年末調整の方法について知りたいのですが。

A 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。
※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。
詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

**Q これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、
どのような方法ですか？**

A 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。
また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出しし、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。
※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。
※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

A 国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載とともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。
また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。
なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。
また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用してすることで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

コラム《スマートフォンからより便利にe-Taxをご利用いただけます》

令和2年1月6日より、マイナンバーカードの読み取り対応したスマートフォン(Android端末・iPhone)(※1)からより便利にe-Taxをご利用いただけるようになりました。

※1 マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン(Android端末・iPhone)については、地方公共団体情報システム機構の「公的個人認証サービスポータルサイト」(https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html)をご参照ください。

1 iPhone(iPhone7以降)からマイナンバーカードの読み取りができます。

●令和2年1月6日より、マイナポータル(※2)の「もっとつながる」機能からe-Taxソフト(SP版)をご利用いただくと、メッセージボックスの閲覧ができます。

●令和2年1月31日より、マイナポータルの「もっとつながる」機能から確定申告書等作成コーナーをご利用いただくと、マイナンバーカード方式(※3)による申告書の作成・送信ができます。

※2 政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。ご利用に当たっては、専用アプリ(マイナポータルAP)をインストールする必要があります。

※3 マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等のデータの作成・送信ができるようになるe-Taxの利用手続です。

～e-Taxとマイナポータルとの連携のイメージ～



2 e-Taxアプリを改善しました。

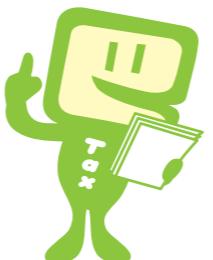
●Android端末向けの「e-Taxアプリ」(※4)のバージョンアップを行い、初めてe-Taxを利用する方も利用できるようになりました。

※4 マイナンバーカードの読み取りに対応したAndroid端末向けの専用アプリで、e-Taxアプリからe-Taxソフト(SP版)を利用すると、マイナンバーカードによる認証ができます。

3 スマートフォンからの開始届出書の提出

●e-Taxを利用するに当たっては、利用者識別番号を取得するために、パソコンからe-Taxの開始届出書を提出する必要がありました。個人の利用者が新たに利用者識別番号を取得する場合には、スマートフォンからも提出(※5)できるようになりました。

※5 e-Taxの開始届出書の画面はスマートフォンの専用画面ではなく、パソコン向けの画面となります。



税理士 コーナー

家賃支援給付金

名古屋税理士会岐阜南支部
税理士 飯島 寛久

新型コロナ禍の影響により、法人会会員の皆様におかれましては大変な日々をお過ごしのこととご拝察申し上げます。

さて、先日、支援策の一環として新たに「家賃支援給付金」という制度がスタートしました。こちらは、令和2年5月以降の一定期間の売上高と前年の同期間の売上高とを比較し、一定割合以上売上高が減少している場合に、600万円を上限として、賃料等の負担軽減を目的とした給付金が支給されるという制度です。

本稿は令和2年7月19日時点の情報に基づき執筆しておりますので、制度の詳細や最新の情報は逐次、経産省HPでご確認いただくとして、現時点でポイントになりそうなところを以下に何点か挙げさせていただきました。拙文ですが、ご参照いただければ幸甚に存じます。

*経産省HPで入手可能であります、「家賃支援給付金給付規程(中小法人等向け)」(以下「規程」という。)及び「家賃支援給付金申請要領 中小法人等向け 原則(基本編)」(以下「基本要領」という。)を参照しております。
また、以下の内容については表現の正確性よりも分かりやすさを優先しております。

1 会社が自社の「代表取締役」や「代表取締役の配偶者・親・子」などに支払う賃料等は給付金の支給対象から外れます。(「規程」5条3項1号・同3号参照)

2 給付金の算定基礎となる額は、原則として、給付金申請日の前1ヶ月以内に支払った賃料等の額になります。(「規程」5条1項本文参照)

従って、例えば5月の売上をベースにして給付金が申請できる場合であって、5月の賃料等につき値下げ(一部免除)等してもらっているときは、急いで申請せずに、賃料等が元に戻ったのち、この賃料等を支払ってから申請されることをお勧めします。但し、2021年1月15日で申請は締め切られますのでご注意ください。(「基本要領」1-1-3.(4頁)及び2-4-3.(26頁)参照)

3 複数月分の賃料等をまとめて支払った場合は、給付金申請日の直前に支払った複数月分の賃料等を平均して求めた1ヶ月分の賃料等相当額を給付金の算定基礎として用います。(「規程」5条1項本文括弧書き参照)

*賃料等に変動があった場合は異なる規定が適用される可能性がありますのでご注意ください。

4 給付金の申請には、「基本要領」3-5-3. (52頁)に記載されているような賃貸借契約書の写しを提出する必要がありますが、会員の皆様の中には、契約書は存在するが不備があるケースや、そもそも契約書が存在しないケースに直面する方がいらっしゃるかと思います。このような場合においても、所定の書類を提出することにより給付金の申請が可能です。(「規程」13条4項・別表第2参照)

例えば、契約書上の賃貸人名義が現在の賃貸人と異なる・申請者と契約書上の賃借人名義が異なる・給付金申請時における契約の有効性が契約書等からは明らかではない(ex.契約が自動更新であるが、更新時における覚書等がない)・そもそも口頭契約などのため賃貸借契約書が存在しない、などのケースが考えられますが、いずれのケースも経産省HP上の様式集から必要書類をダウンロードできます。

但し、いずれの書類に関しても、賃貸人の自署が必要となっておりますのでご留意いただければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、疑問を覚えそうなポイントをピックアップさせていただきました。少しでも皆様の参考になれば嬉しく思います。大変な時代ですが、皆様におかれましては、何卒ご自愛くださいませ。

**岐阜南税務署
署長 藤田 稔 氏**
(ふじた みのる)

聞き手／戸野部宏昌・三森秀樹・石川一博



岐阜南税務署 署長 藤田 稔 氏

Q: 藤田署長様のご経歴をお聞かせください。

<署長>

昭和58年4月に名古屋国税局に採用され、約3ヶ月の研修後、配属されたのが岐阜北税務署資産税部門であり、その後も資産課税部門を中心に従事してきました。国税の職場で37年以上勤務してきたわけですが、その間に国税局・税務署とは別の機関である国税不服審判所に、通算で10年間勤務させてもらいました。

不服審判所では、国税局・税務署の立場ではなく、間に立って納税者の目線から仕事をすることになるので、国税や税務の仕事を少し離れたところから見つめる形になり、良い勉強になったと感謝しています。

Q: コロナ禍の大変な中でのご着任でしたが、影響はありましたか。
<署長>

税務行政もコロナ禍のために、様々な制約を受けています。前任地である税務大学校名古屋研修所では、今年度も新規採用者のための研修が200人規模で3ヶ月間行われる予定でしたが、在宅でのオンライン研修となり、学校が用意した教材をパソコンで自習することになりました。全員が顔を合わさないまま、各地に配属となっただけです。

着任後も、調査及び徴収事務は感染状況等に応じた対応を行なうなど、様々な影響を受けています。名古屋局の署員からは今まで感染者は出でないと聞いていますが、今後はどうなるか分かりません。職員一人一人が体調に気を使って、体調が悪いときはすぐ休む、行動を記録して提出するなどの措置を行っています。テレワークなどがなかなか難しい仕事ではあるのですが、今後は業務の見直しも検討していく必要はあると思います。

園から上の岐阜城まで、何度も歩いて登りました。普段でも、自宅から最寄りの駅まで、往復で30分くらいですが歩いて通勤しています。

Q: 法人会に対するご意見やアドバイスをいただきたいと思います。

<署長>

貴会は、租税教室を始め様々な税に関する事業活動により税

知識の普及・啓発に取り組まれるなど、公益社団法人としての役割を果たしておられ、また、様々な研修会や講習会の開催など地域社会への貢献活動にも積極的に取り組まれております。

今後とも、コロナ禍の厳しい経済社会情勢の中、引き続き、活発に活動されることを祈念しておりますとともに、税務行政に対し変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

(令和2年8月6日取材)



Q: 座右の銘・好きな言葉をお聞かせください。

<署長>

座右の銘や好きな言葉とはちょっと違うのですが、仕事をする上で心掛けてきたのが、単純ではありますが、「一生懸命」と「楽しく」ということです。

「一生懸命」というのは、仕事する機会を与えられていることに感謝しつつ、途中であきらめたり、手を抜いたりすることなく、自分で納得いくまで最後まで全力でやり抜くという気持ちで取り組むということです。

また、「楽しく」というのは、とかく地味で単調になりがちな仕事であっても、意欲的で前向きな気持ちで臨めば、効率も、あるいは結果も違うかもしれないし、終えた後の充実感も違うと思いませんので、常に前向きに捉える気持ちを示すものとして、「楽しく」という気持ちで仕事に取り組むようにしています。

これらの「一生懸命」に「楽しく」仕事をすることによって、必ず結果も良いものになると思ってやってきましたし、これまでそうなっていると思っていますので、今年もそうしたいと思います。

Q: 個人的な趣味や健康法・スポーツなどについてお聞かせください。

<署長>

スポーツは何でも好きですし体を動かすことも嫌いではありませんが、運動神経が悪く、特に球技全般が苦手なこともあります。健康法とまでは言えませんが、「歩く」ことを心掛けています。

土日も天気が良ければ、家内と一緒に、山を「歩く」ようにしています。山を「登る」ような本格的なものではなく、健康のために無理せず時間をかけて歩いています。この近辺では、金華山を下の公

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
**おひとり様月1件のご相談まで
無料で利用いただけます。**

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年5月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note



ご利用は
こちらから

本連合会ニュース

2020
6月
~
8月

本会ニュース

● 総務委員会

岐阜南税務署定期人事異動と挨拶訪問



令和2年7月17日(金)岐阜南税務署の新幹部への挨拶訪問を行いました。定期人事異動により、藤田稔 署長・大澤知代子副署長・山口敬輔法人第一統括官が新たに着任され、藤澤久志筆頭副署長は留任されました。

今回は、中村源次郎会長をはじめ長谷和治・柳原幸一・浅野充子・山口嘉彦・安藤元一副会長、戸野部宏昌青年部会長、鍛治谷正子女性部会長、竹下好伸専務理事の9名で挨拶に伺い

ました。

藤田署長は高山の出身で、大澤副署長も岐阜の出身とのお話しもあり、お二人とも岐阜になじみがある印象を受けました。中村会長からは、会員数の減少が止まらないが、税務協力団体として、会員増強に努力していきたいとお話しがありました。

連合会ニュース

支部長会議 ● 羽島市連合会

令和2年7月9日(木)、8月26日(水)羽島市連合会は、羽島商工会議所2階常議員室に於いて、支部長会を開催しました。

7月9日は、令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画(案)について審議しました。報告会については、本年度は支部ごとに開催し、報告を行うこととしました。

8月26日は、“岐阜県よろず支援拠点”から講師として加藤由紀子氏を招き、Zoomを使用した会議・研修会の開催に向けた研修会を開催しました。支部長5名、商工会議所職員2名と専務理事1名が研修を受けました。

受講者は、悪戦苦闘しながらアプリのダウンロードや、操作説明を受け、最後は全員参加のZoomを使用した会議を開催することができました。そして、ホストとなって参加者にIDやパスワードをメール送信する作業についても学習しました。

3時間以上の研修となり、休憩のない長丁場でしたが、あっという間に過ぎた研修会でした。



時代を駆ける使命、すべてはお客様のために。

時代の流れを見つめながら、私どもは今日まで培ってきたノウハウとネットワークに新しい感性を加え、常に一步先を駆ける視野を持ち続けます。どんなに時代が変わろうと、すべてがお客様のために。ハートランスの原動力がここにあります。



ハートランス株式会社

本社／〒501-6134 岐阜市大脇2丁目33番地
TEL.058-377-5000(代) URL <http://www.heartrans.com>

拠点／東京・久喜・野田・名古屋・稻沢・多治見・可児・各務原・尼崎・岡山

総合物流サービス●新聞配達・折込配達●近郊配達・中長距離輸送●建設業・店舗什器施工業●倉庫保管業

Y Youth Sectional Meeting 青年部会

税務研修会

令和2年7月15日(水)グランヴェール岐山に於いて税務研修会を開催しました。講師には、税理士法人グッドパートナーズ会計事務所代表社員 税理士の苅谷悦利氏をお迎えし「令和2年度税制改正について」の講義を行っていただきました。



講師 苅谷悦利 氏

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今回は7月まで延期となりました。また、会場設営も参加者相互の間隔を十分に取っての開催となりました。参加人数減少の心配がありましたが、青年部会員25名、OB会員2名、女性部会員1名、事務局1名、合計29名の参集を得て開催することができました。

今年度の税制改正は、法人関係では、持続的な経済成長の実現に向け投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的見直しなど。個人関係では、未婚の一人親に対する税制上の措置と寡婦(夫)控除の見直し、NISA制度の見直し・延長など。法人・個人関係とも全般に改正項目は少ないとのことでした。

苅谷先生からは、「持続化給付金・新型コロナウイルス感染症特別貸付・雇用調整助成金等、皆さんのために政府が大規模な予算をつけて用意している。利用できるものはどしどし活用し、この厳しい状況を何とか乗り切ってもらいたい。経営者の皆さんは経済を動かす役目を担っており、今後の日本は皆さんの肩に懸かっている」と、熱意のこもった励ましが会場に響いて研修会が終りました。



W Women Sectional Meeting 女性部会

租税教室 小熊小学校



令和2年9月2日(水)羽島市立小熊小学校に於いて租税教室を開催しました。6年生34名の皆さんに、税金について勉強してもらいました。

女性部会で手作りしたマグネットシートを使い、税金の流れと使われ方を、分かりやすく説明をしました。

その後、税金の無い社会を描いたアニメ「マリンとヤマト 不思議な日曜日」というDVDを観て、税金がみんなのために使われ、安全で快適な社会のために役立っていることを理解してもらいました。

アニメを観る前には「できれば税金は払いたくない」の意見が多数を占めていた教室も、アニメを観終わった後には「みんなが安心して生活するために税金は必要だ」との意見に変わっていました。

クイズでは、学校を建てるために使われる税金の額や、学校で勉強するのにいくら税金が使われているか等の質問を重ね、税金がどのくらい児童のために使われているかを説明しました。最後に、1億円レプリカで本物の重量を実体験してもらって、授業を終了しました。



令和3年度 税制改正に関するアンケート結果(最終集計)

公益財団法人 全国法人会総連合

集計期間：3月9日～5月15日到着分

集計枚数：11,000枚

【分類】

■会員区分

	税制委員	役員(税制委員を除く)	一般会員	合 計
回答数	1,734	5,495	3,318	10,547
構成比	16.4%	52.1%	31.5%	100%

■資本金

	1千万円以下 5千万円以下	1千万円超～ 5千万円以下	5千万円超～ 1億円以下	1億円超～ 3億円以下	3億円超～ 5億円以下	5億円超	合 計
回答数	5,085	4,369	812	139	85	254	10,744
構成比	47.3%	40.7%	7.5%	1.3%	0.8%	2.4%	100%

■従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合 計
回答数	2,195	3,887	3,359	844	473	10,758
構成比	20.4%	36.1%	31.2%	7.9%	4.4%	100%

問1 法人税／法人実効税率

我が国の法人実効税率は29.74%(資本金1億円超の企業の場合)ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。アメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。そして、フランス(現行31.0%)でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25%となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	3,639	4,437	1,383	1,304	186	10,949
構成比	33.3%	40.5%	12.6%	11.9%	1.7%	100%

問2 法人関係／企業版ふるさと納税

令和2年度税制改正では、企業に地方創生の取組への積極的な関与を促すとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合が3割から6割に引き上げされました。あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

- ① 税額控除割合が大幅に拡充されたので、寄附を検討したい
- ② 寄附を行う予定はない
- ③ わからない
- ④ その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	1,790	6,853	2,132	196	10,971
構成比	16.3%	62.5%	19.4%	1.8%	100%

問3 事業承継／納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充(全株式を対象に納税猶予割合が100%)が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
- ② これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合 計
回答数	283	1,841	2,184	4,684	694	1,263	10,949
構成比	2.6%	16.8%	20.0%	42.8%	6.3%	11.5%	100%

問4 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める
- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ④ その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	1,156	3,793	5,011	909	10,869
構成比	10.6%	34.9%	46.1%	8.4%	100%

問5 消費税／軽減税率制度

令和元10月より消費税の軽減税率制度が実施されました。
あなたの会社で特に負担を感じている点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 会計時の確認(テイクアウト又はイートインなど)
- ② 適用税率に関する取引先や消費者からの問い合わせ
- ③ システム変更等のコスト負担
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 適正な価格表示
- ⑥ 繁雑な経理処理
- ⑦ 同時に実施されたキャッシュレス消費者還元事業への対応
- ⑧ 特に負担を感じない
- ⑨ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合 計
回答数	1,070	390	2,212	654	774	4,589	1,278	4,258	612	11,000
構成比	9.7%	3.5%	20.1%	5.9%	7.0%	41.7%	11.6%	38.7%	5.6%	-

*回答率は、回答数を集計枚数(11,000枚)で除した数字である。

問6 消費税／価格転嫁

消費税率が10%に引き上げましたが、あなたの会社の価格転嫁の状況についてお伺いします。

- ① 全額転嫁できている
- ② 大部分は転嫁できている
- ③ 一部しか転嫁できない
- ④ 全く転嫁できていない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	6,593	2,756	790	417	402	10,958
構成比	60.2%	25.1%	7.2%	3.8%	3.7%	100%

問7 消費税／価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示(総額表示)が義務付けられています(令和3年3月末日までには、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています)。軽減税率が導入されたことも踏まえて、価格表示について、事業者の立場からどのように考えますか。

- ① 総額表示にすべき
- ② 外税表示にすべき
- ③ 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	5,026	2,947	2,278	515	184	10,950
構成比	45.9%	26.9%	20.8%	4.7%	1.7%	100%

問8 消費税／適格請求書等保存方式

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者(課税売上高1,000万円以下)からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするために、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	2,923	4,669	2,919	437	10,950
構成比	26.7%	42.6%	26.7%	4.0%	100%

問9 地方税／固定資産税①

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その収支が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである
- ④ わからない
- ② 現状程度の負担でよいと思う
- ⑤ その他
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	280	3,560	6,504	485	142	10,971
構成比	2.6%	32.4%	59.3%	4.4%	1.3%	100%

問10 地方税／固定資産税②

固定資産税を見直す場合、特に重視すべき点は何ですか。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ⑤ わからない
- ③ 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直す
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	1,835	1,835	4,794	951	1,157	223	10,795
構成比	17.0%	17.0%	44.4%	8.8%	10.7%	2.1%	100%

問11 厚生年金の適用範囲の拡大

政府では、働き方の形態にかかわらず全ての世代が安心して働くことができ、老後の安心を確保するために、厚生年金の適用範囲の拡大が検討されています。現在、パート等(週労働時間20~30時間)について、厚生年金への加入が適用される企業規模要件は「従業員50人以上」ですが、令和4年には「従業員100人超」、令和6年には「従業員50人超」の企業にまで拡大される見込みです。厚生年金の適用範囲が拡大されることについて、どう考えますか。

- ① パート等の老後の安心を確保するためにはやむを得ない
- ② 中小企業への影響(保険料の労使折半等)が大きいことから反対である
- ③ わからない
- ④ その他

	①	②	③	④	合計
回答数	4,499	5,288	889	283	10,959
構成比	41.1%	48.2%	8.1%	2.6%	100%

問12 マイナンバーカードの取得状況(個人)

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、令和2年9月には、マイナンバーカードを利用した消費活性化策が講じられることとなっています。また令和3年3月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになります。あなたは、マイナンバーカード(写真入りのカード)を取得していますか。

- ① 取得している
- ② 現在、申請中である
- ③ これから申請したい
- ④ 申請する予定はない

	①	②	③	④	合計
回答数	3,717	202	3,384	3,616	10,919
構成比	34.0%	1.9%	31.0%	33.1%	100%

問13 マイナンバーカードの取得状況(従業員)

これまで年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面(ハガキ等)を勤務先に提出していました。令和2年10月からは保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等(従業員は、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを経由して取得)を勤務先に提出することが可能となります。あなたの会社における従業員のマイナンバーカード(写真入りのカード)の取得状況についてお聞かせください(わかる範囲で結構です)。

- ① 0 ~20% ④ 80%以上
- ② 20~50% ⑤ 概ね全て
- ③ 50~80% ⑥ 不明

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	5,687	1,018	354	261	817	2,776	10,913
構成比	52.1%	9.3%	3.3%	2.4%	7.5%	25.4%	100%

従業員の個人住民税は、特別徴収で納めましょう

■個人住民税の特別徴収とは?

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主の方(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に従業員の方(納税義務者)の毎月の給与から個人住民税を天引きして納入する制度です。(税額は市町村からお知らせしますので税額計算は不要です。)
- 法律により、個人住民税は特別徴収によって納めることが原則となっています。(地方税法第321条の4)

■特別徴収による納税のしくみ(令和3年)



*手続きについては、従業員の住所地の市町村民税担当課にお問い合わせください。

複数の地方公共団体への納税を一度の手続きで可能とする「地方税共通納税システム(電子納税)」の運用が開始されました。詳しくは運営元の「地方税共同機構」のHPをご覧ください。 <https://www.eltax.jp/>

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ
徴収猶予の「特例制度」が利用できます

延滞金なし

1年間猶予

無担保

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(規模は問わず)が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する地方法人二税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

申請書提出先及び問い合わせ先

岐阜県税事務所 徴収課

〒500-8384

(☎) 058-214-6791 (☎) 058-214-6792

岐阜市薮田南5丁目14-53

(☎) 058-214-6793 (☎) 058-214-6924

OKBふれあい会館内第1棟7階

(☎) 058-214-6926

県税の猶予の詳細はこちら

岐阜県 納税 特例 検索



新会員紹介

令和2年5月21日～令和2年8月20日

支部名	法人名	所在地	法人TEL	業種名	紹介者
六条第二	(株)フューチャー	岐阜市六条江東2-9-2	058-276-6002	生コンクリート製造	大同生命保険(株) 徳宮麻緒
六条第三	Afro Japan(同)	宇佐南2-11-5	058-216-4177	鍼灸マッサージ治療院	大同生命保険(株) 栗田真美
笠松	大野総業(株)	羽島郡笠松町無動寺28-103	058-260-3443	陸上荷役全般	税理士 野村清吾
笠松	(株)ブルージュ	笠松町西金池町43-1	058-372-2025	物流管理業	共栄ライフパートナーズ(株)
岐南町西	(株)三陽ファイデルジャパン	岐南町徳田2-12	058-215-6397	産業機械製造販売	(株)パイプライン

事務局だより

■「初級簿記研修」

講 師：梅村 信之氏(税理士・名古屋税理士会岐阜南支部)

開催日：令和2年11月11日(水)・12日(木)・13日(金)

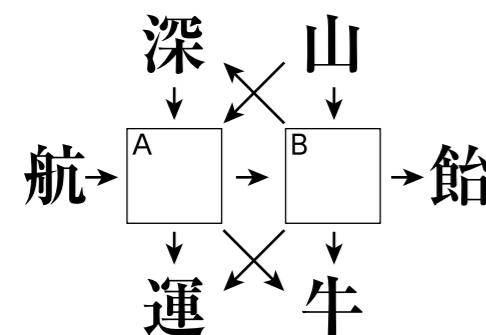
13:30～16:00(12日のみ終了は16:30)

会 場：岐阜県金属工業団地協 研修センター3階

ちょっと頭の体操

パズル・熟語づくり

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



※答えは編集後記の後に記載

キリトリ

登録内容の変更(変更内容のみ)連絡票

※会員登録事項に変更がございましたら、下記に必要事項をご記入の上ご連絡下さい。

法人名 所在地

内 容	変 更 前	変 更 後
法 人 名		
所 在 地		
代 表 者		
資 本 金	円	円
電 話		
F A X		

(公社)岐阜南法人会 FAX.058-274-1276

Back Stage

編集後記

コロナ禍での新しい生活様式、withコロナを意識した行動が定着してきました。ウィルスとの先の見えない戦いに奮闘されている皆様には感謝しかありません。自分たちのできる感染予防対策をしっかり講じ、早期の終息を願うばかりです。

さて、当会も活動制限や自粛の影響が続いています。ご紹介できる事業が少なく、誌面づくりに苦慮しておりますが、関係各位のご協力により発刊にこぎつけました。

暑さも和らぎ観光にレジャーに良い季節になりますが、今年は我慢の秋となりそうです。何か工夫をしwithコロナでも楽しみを見つけてくださいと思います。

広報委員会一同

水…B…A…E…G…Y…

Avanti VOL.26

発行日 令和2年9月15日
発 行 公益社団法人岐阜南法人会
発行所 岐阜市加納天神町3丁目12番地
TEL.058-272-2230 FAX.058-274-1276
Email:jimu@gifuminami.jp
URL: http://www.gifuminami.jp
編集者 公益社団法人岐阜南法人会広報委員会
印刷所 安藤印刷株式会社
羽島郡岐南町みやまち3-57-1
TEL.058-271-9555㈹ FAX.058-273-7800



**重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります**

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
 ○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
 ○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
 ○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
 ○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
 ○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
 ○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16(大同生命・廣瀬ビル5F)
TEL 058-262-5141

AIG 損害保険株式会社

岐阜支店/岐阜県岐阜市泉町41(富士火災岐阜ビル)
TEL 058-263-8703

北欧の国、リトアニアのはちみつと、自然の素材で作りました。

森と湖の自然豊かな、リトアニアで採れた天然クリーミーはちみつが、フルーツと、生乳100%のバターと出会いました。



北欧はちみつとフルーツバター

ミツバチの恵みをご自宅へ。スマホでかんたん!
秋田屋オンラインショップ
<https://akipure.com/> 0120-82-8138



A 株式会社秋田屋本店 (食品製造業)
AKITAYA HONTEN since 1804

NIHON YOHO 日本養蜂株式会社 (医薬品製造業)

代表取締役社長:中村 源次郎
本 社:岐阜市加納富士町1-1 TEL. 058-272-1221 FAX. 058-275-0001 <http://www.akitayahonten.co.jp>
事業所:城南事業所 営業所:東京営業所 工場:本巣屋井工場・薬師工場・洞戸工場

正統 サッポロラーメン さっぽろ亭 岐阜店

さっぽろ亭 岐阜店は、1972年の創業から今も尚、変わらぬ味をお客様に提供し続けております。また、新メニュー開発などお客様に愛されるラーメン店であり続けるための努力をこれからも続けてまいります。



◆岐阜県岐阜市宇佐東町6番11号(県庁東) ◆TEL(058) 273-6426
◆営業時間 11:00~05:22:00 ◆金曜定休



 株式会社 田 幸

本 社 / 岐阜県岐阜市南鶴5丁目52番地の1
TEL / 058-271-6661 FAX / 058-271-6719
主要営業所 / 東京営業所・八百津工場・配送センター
関連会社 / 株式会社パールスティック・中国 東勝田幸紡織有限公司